

平成30年第1回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成30年1月9日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長		
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	1号	東京都北区立学校設備使用条例施行規則	承認
2	2号	東京都北区教育未来館設置条例施行規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	1号	平成30年度北区放課後子ども総合プランの委託事業者について	了承
4	2号	平成30年4月開設予定の小規模保育事業所(追加)について	了承
5	3号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第1回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成30年1月9日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。

これより、平成30年第1回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第1号議案「東京都北区立学校設備使用条例施行規則」及び日程第2、第2号議案「東京都北区教育未来館設置条例施行規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・
学校地域連携
課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連携
課長

それでは、第1号議案及び第2号議案につきまして、一括してご説明を申し上げます。初めに、こちらの二つの議案でございますが、去る平成29年の11月の教育委員会に置きまして、条例改正の意見聴取をお願いして、それを経まして平成29年11月の第4回東京都北区議会定例会におきまして、2本の条例改正が可決されたところがございます。それを受けまして、規則を改正させていただくというものでございます。

ここでおわびがあります。参考資料、それから議案の送付も大変遅くなりました。重ねておわびを申し上げます。それでは、第1号議案のほうから説明に入らせていただきます。参考資料をお手元に一緒にご用意をいただければと思います。A4、1枚の紙でございます。議案は第1号議案のものでございます。

東京都北区立学校設備使用条例施行規則、こちらは全部改正という形をとってございます。端的に申し上げますと、学校設備使用条例の改正を受けまして、条例では金額の上限を設けました。あと時間等の整理をさせていただいたところがございますが、それを改めて確定的な金額として落とし込むための規則でございます。こちらの参考資料に数字が横書きで書いてございます、こちらをいわゆる条例の体にしたものというところで、この議案を提出したという形になります。

あわせて、今回は概要のところにも、段落のところのなでしこ小の次の③で始まる段落がございます。1の概要の③で始まる段落なのですが、料金整備等々に関しまして、東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則、それから東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則、こちらも合わせまして整理をしまして、こちらの学校設備使用条例施行規則に一本化をさせていただいたというものでございます。

それでは、議案のほうの説明に入らせていただきます。議案書の29ページ、説明でございます。こちら、今申し上げましたとおり東京都北区立学校設備使用条例の一部改正に伴い、使用料及びその他必要な規定を定めるため、この規則案を提出するというものでございます。

議案書をおめくりいただきまして、1ページからが条文になってございます。全部改

正ですので、本来ですと1条ずつ逐条で読み上げていくところではございますが、時間の関係等もございますので、説明にかえさせていただくところでございます。

第1条、こちらは趣旨を述べているものでございます。学校設備使用条例の施行に関する必要な事項を定める。

第2条が用語の意義でございます。こちらは条例に使用するものを用語の例として使うというものでございます。

第3条、こちらは使用の申請でございます。設備を使用しようとするものは、使用申請書、こちら申請書は後ほどございますが、後ろのほうにございます様式に基づいて許可を受けるというものでございます。

続きまして、第3条の2項でございます。こちらは校庭の夜間開放及び地区体育館の使用に関する規定でございます。

続きまして、2ページが第3項でございます。今申し上げました第2項の地区体育館、それから学校校庭開放、こちらを貸し切りで使用する場合には事前に登録をするというもの、こちらも従来どおりの手続が書いてあるものでございます。

第4項は抽選になる場合がありますので、その抽選については教育委員会が別に定めるという規定を書いているものでございます。

第5項、こちらは学校体育館開放、後ほど別表に出てきますが、一部の学校体育館におきまして、日曜日に学校体育館を開放している制度がございます。こちらのことを規定しているものでございます。

第4条、こちらは許可書の交付、使用許可をした場合には使用申請書を交付するというものでございます。

第2項にまいりまして、使用する場合には承認書を提示するというものでございます。

第5条、使用料でございます。こちらは料金を定めたものでございますが、第5条は別表第4、9ページです。こちらに教室、これは特別教室になります。教室等というのは特別教室、それから校庭の夜間開放、それからサッカー等ですね。それから、地区体育館の料金を規定したものでございます。

第2項でございます。こちらは通常の学校設備使用の使用料金を定めたもので、こちらは11ページから始まります別表第5ですね、教室等となっている、これはいわゆる一般教室、これは校庭と次の12ページ、体育館、これは普通に、一般的に使用する学校設備使用の使用料金を規定しているものでございます。

続きまして、第3項でございます。これは、なでしこ小学校の金額、当該小学校だけ別料金になってございますので、12ページ別表第6からですね、13ページにまたがっているものでございます。いずれも、参考資料が縦で読みづらいのですが、参考資料のなでしこ小関係、こちらの数字が条例のところに反映しているというものでございます。

第4項、こちらは備え付け器具ということで、ページは14ページですね。13ページの後ろから始まりまして、14ページが備え付けの器具ということで、バレーボールですとかバドミントンのボール、それから卓球台ですとか照明器具等々の使用料金を規定しているものでございます。こちらも従来どおりの金額となっております。

続きまして、第6条でございます。使用料の減免ということで、議案書の4ページにお進みいただきますと、1号から3号まででございます。1号は区、または教育委員会が行う事業のときは免除という形で、当然区の事業ですとか、区が青少年委員会に委託したような事業につきましては免除となります。

第2号、教育委員会が認める公共的団体が公共または社会教育のために使用するとき免除でございます。こちらの公共的団体でございますが、青少年地区委員会ですとか、現役PTAの教育活動、それから町会自治会連合会の防災訓練等々が規定されるとか、これに含まれるものというところでございます。

第3号でございます。教育委員会が認める地域団体または社会教育団体が公共または社会教育のために使用する。これは5割減額でございます。社会教育団体はご案内のとおり登録をしているところでございます。また、地域団体と申しますのは単一の自治会ですとか町会、そういった団体を想定しているところでございます。こちらの第2号と第3号の公共的団体、それから地域団体、こちらにつきましては別途要綱で定めさせていただきます。

続きまして、第2項は特に必要と認めた場合の減免。

第3項は事前に申請をするという規定でございます。

第7条は使用料の還付ということで、還付の規定を第2項から第4項までに手続を含めて規定しているものでございます。実際に運用では、使えなかった場合、すぐに還付ではなく、基本的には振りかえという形で別の日程をお示しして使っていただいているという形でございます。

第8条が要綱等に委任するという委任の規定でございます。

以上が条文でございます。

付則が以下続きまして、4月1日からの施行となります。6ページにまいりまして、学校体育館のスポーツ利用に関する規則と校庭夜間のスポーツ利用に関する規則を廃止するという付則でございます。

以下、準備行為、経過措置でございますが、経過措置の6項目のところでございます。こちらは従前残っている様式は所要の改正をして、なお使うというものでございます。

以下、別表が先ほどお話をしたとおり7ページから進んでいるところです。7ページの別表1が繰り返しになりますが、校庭夜間の開放をしている学校。別表2が学校の地区体育館として開放している学校。

8ページにまいりまして、別表3が学校体育館開放をしている学校。第1・第3日曜日に開放をしているというものでございます。別表第4は料金が記載されているところ、別表第5も料金、12ページまでお進みいただきまして、別表第6はなでしこ小の料金、14ページが附帯設備となっております。

16ページまでお進みいただけますでしょうか。16ページからは様式になってございます。16ページの1号様式の甲でございます。こちらは学校設備使用の通常の申請でございます。

17ページ、1号様式の乙は地区体育館、校庭夜間開放をスポーツ窓口、北とぴあ等で申請する場合の様式。

18ページははがきですとかネット予約で申請があつて、システムから打ち出されたものに、予約のところの名前、ここだけ自筆をしてもらうというようなものでございます。

19ページはなでしこ小学校専用の様式となっております。

20ページは学校設備使用の承認書ということ、これは複写で従来も使っているものでございます。

21ページは学校設備使用で、直接これは学校地域連携課のほうに窓口申請に来る方もいらっしゃると思いますので、その場合の使用承認書と領収書という形になってございます。

22ページは体育窓口、北とびあ等の体育窓口といったところでの地区体育館、校庭夜間開放用の承認書、領収書でございます。

23ページはなでしこ小の専用の承認書でございます。

24ページからは減免申請で、24ページが普通の学校設備使用、25ページが地区体育館、校庭夜間開放、26ページがなでしこ小の専用の様式となっております。

27ページ、こちらは還付の申請書でございます。こちらは学校設備、地区体育館、校庭夜間開放の共通の還付申請書、28ページは還付の承認という形の様式でございます。

大変長くなりましたが、以上が第1号議案の説明でございます。

続きまして、第2号議案の説明に入らせていただきます。

第2号議案、教育未来館設置条例施行規則の一部改正ということで、説明欄が2ページにございます。東京都北区教育未来館設置条例の一部改正に伴い、使用料及びその他必要な規定を改めるため、この規則案を提出するものでございます。こちら基本的には条例改正を受けて使用時間帯、料金等を規定したものをこの規則に落とし込むというものでございます。そのほかに1点、考え方の改正もございます。3ページ、新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。新旧対照表の上段使用料、改正後ですね、第4条、使用料が規定されているところです。下段のほうに第4条がスポーツ利用と第5条その他の利用とこちらございます。こちら、下段のほうですね、現行教育未来館体育館につきましては、スポーツ利用とその他の利用、1号で書いてありましたが、地域コミュニティ活動でも使用できるというようなことがございました。しかしながら、このたび、滝野川地区におきまして、地域型総合スポーツクラブというものが滝野川地域で設けられる、これは区長部局のスポーツの部局でやっているところですが、滝野川地域で地域型総合スポーツクラブが設立されると。教育委員会としましては、活動拠点、活動場所に一定の配慮をすることが計画上盛り込まれておりまして、その配慮も含めましてこちらの教育未来館体育館を検討したと。現在、利用している団体等もございまして、地区体育館が火曜日、木曜日、土曜日と日曜日になっているのですが、そこを全部月曜から日曜日も含めて地区体育館と位置づけまして、スポーツの拠点としても積極的に活用していただけるというような位置づけをするというところでございます。その他の利用をなくして、スポーツ使用一本に持っていくという改正をするものでございます。

平成27年度から教育未来館体育館を開放したところですが、基本的にスポーツ利用

がほぼ全部で、本当に一部数件がいわゆるスポーツ利用ではありませんでした。ただし、中身を見てみると保育園の運動会ですとか、区事業でのフェンシングの講習ですとか、そういったものがありましたので、広くスポーツに含まれるという理解が可能なのかなというところを考えまして、今回教育未来館体育館につきましては、全体的にスポーツ利用にという形を取らせていただくものでございます。

条文に戻りまして、そこが下段の原稿と4条と5条をなくしたというところでございます。上段の改正後の使用料は、東京都北区教育委員会規則で定める使用料の額は別表のとおりというのが、こちらの新旧対照表でいくと最後のページの別表、いわゆる地区体育館の金額と同じ金額になるものでございます。

上段のほうの改正後の第5条です。使用の申請及び承認並びに使用料の減免等、こちらにつきましては、北区立学校設備使用条例施行規則において規定している地区体育館の例によると。要するに、先ほどの地区体育館の規定をそのまま使うというものでございます。そういったところから、下段にあります第6条、7条の部分も含めてこちらに盛り込まれているという理解でございます。

新旧対照表を4ページまでお進みいただけますでしょうか。4ページ上段に使用者の義務、第6条、こちらは項ずれの修正でございます。

第7条、分掌事務でございます。こちらは教育振興部の教育政策課等から生涯学習・学校地域連携課のほうで現行、下段のような形でやっていたところですが、実際の徴収使用料等々は生涯学習・学校地域連携課で受け持っていたという実態に合わせるというところとあわせまして、教育政策課のほうでは貸出施設の維持、修繕を担当するというところ、こちらを明確化したものでございます。

第8条の委任につきましては、項ずれの修正でございます。

以上、第2号議案のご説明をさせていただきました。大変長くなりましたが、第1号議案、第2号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございます。2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ご説明ありがとうございます。質問なのですが、第1号議案の17ページの申請書なのですけれども、左右16ページと比較してみると、これは随分小さいのですけど、このフォーマットは実際にはもう少し大きいのですか、それともこれがそのままの原型なんでしょうか。

生涯学習・学校地域連携 教育長

課長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連携
課長

こちらの少しこの議案の体に合わせて小さくしているので、実際はもう少し大きくな
ると思います。

檜垣委員

教育長

教育長

檜垣委員

檜垣委員

様式のサイズっていうのは、A4で決まっているんですか。

生涯学習・
学校地域連携
課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連携
課長

サイズはA4で全て決まっています。

檜垣委員

わかりました。印刷の関係で縮小されたということなのですが、フォントの大
きさだとか、目の悪い方ですとかなり見づらいものもあるかもしれませんので、その辺
統一化していただければありがたいなと思っております。以上です。

清正教育長

ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

施設の使用の時間についてお尋ねします。体育館等夜の10時までというふうな使用
の時間になっておりますが、今まで例えば夜のカギを閉めるのがうまくいかずに警備会
社が来たとか、何か問題があったとか、そういうことはございませんでしたしょう
か。

生涯学習・

教育長

学校地域連携
課長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連携
課長

利用団体の方々には、使用について慣れているところもありまして、年間通して数件、ほとんどないと伺っているところでございます。

渡辺委員

ありがとうございました。次の日の学校に差支えがあるといけないと思ひまして、お尋ねしてみました。

清正教育長

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。2件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第1号議案及び第2号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第1号「平成30年度北区放課後子ども総合プランの委託事業者について」、事務局から説明をお願いいたします。

放課後子ども
総合プラン推
進担当副参事

教育長

清正教育長

放課後子ども総合プラン推進担当副参事

放課後子ども
総合プラン推
進担当副参事

それでは、私のほうから平成30年度の北区放課後子ども総合プランの委託事業者について、ご報告いたします。1枚おめくりいただきまして、資料をごらんください。1の要旨でございます。昨年の8月8日の教育委員会定例会におきまして、平成30年度のプラン実施校を報告させていただきました。新規導入校5校のうち、直営のなでこ小学校を除く委託方式となります4校、梅木小学校、田端小学校、谷端小学校、滝野川もみじ小学校と3年の委託期間満了に伴いまして、再公募となりました柳田小学校、赤羽台西小学校、八幡小学校の3校につきましてプロポーザルを実施しまして、委託候補の事業者が決定いたしましたので、本日ご報告するものでございます。

委員にお示ししました委託予定事業者の概要のとおり、決定いたしました。なお、本決定はプロポーザルで決定した第1位の交渉順となる事業者でございます。現在も契約内容につきまして、金額等々で交渉順となっております。

以下、ご報告させていただきますが、梅木小学校、田端小学校が社会福祉法人東京聖労院、谷端小学校が葉隠勇進株式会社、滝野川もみじ小学校、柳田小学校、赤羽台西小学校、こちらが株式会社日本保育サービス、八幡小学校がライクアカデミー株式会社となっております。表中のアンダーラインを引いた学校につきましては、委託期間満了に伴います再公募校でございます。30年度より学童と合わせての委託となりまして、こちらは新規校と合わせまして、今回プロポーザルにかけた学校でございます。

参考情報といたしまして、表の中段に事業者本部の所在地と代表者の情報をお示しさせていただきました。下段の各事業者の業務概要、いわゆる実績でございますけれども、お示しのとおりとなっております。表中記載のプランとは、放課後子ども総合プランを略してお示しております。

恐れ入ります、おめくりいただきまして、3の現況と経過等でございます。昨年の8月2日に第1回審査委員会を開催しまして、8月17日に公募説明会、施設見学会を実施いたしました。以下、お示しのとおり書類審査、現地審査、プレゼン審査を経まして、今回の決定に至ったということでございます。

4の今後の予定でございますけれども、平成30年1月、まさに今なのでございますけれども、委託事業者との具体的な実施内容等の協議とございますけれども、現在も事業者と協議のほうを継続中でございます。担当からは、順調にこちらが進んでいると伺っております。2月から再公募校が学童と合わせての委託となりますので、運営引き継ぎ事務に入ります。また、新規校は開設に向けての準備をより具体的に進めてまいります。4月から再公募校は学童を含めてのプランの事業開始となります。新規実施校につきましては、学校評議員や地元の自治会代表、PTA代表などで組織されます、各実施校の実行委員会におきまして、具体的な開始時期について決定いたしますが、おおむね新1年市が学校生活になれる5月の連休明けごろに児童の受け入れ開始と、そんな予定でございます。

引き続き、新年度から事業がスムーズに進みますよう万全を期してまいります。私からの報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

説明ありがとうございます。1点だけ、私どもの知識として教えていただきたいのですが、プロポーザルのときの主な観点というか、示されるものはどういったことが中心になるのでしょうか。

放課後子ども
総合プラン推
進担当副参事

教育長

清正教育長

放課後子ども総合プラン推進担当副参事

放課後子ども
総合プラン推
進担当副参事

主にプロポーザルにつきましては、一次審査でまず書類審査と現地審査がござい
ます。書類審査につきましては、運営状況が健全であるかどうかですとか、それぞれの各
事業者の経営理念等々の文章を提出いただきまして、審査いたします。加えて、現地審
査をしまして、実際にどのような運営が行われているかという形の現地審査をしてまい
ります。最後に二次審査でプレゼン審査という形で事業者からのプレゼンテーションを
聞いて評価するというところでございますが、主にその評価の観点と申しますか、内容に
つきましては、業者の考え方、要は子育てに関する理念、こちらを中心に審査をしてま
いります。あるいは、細かい内容につきましては、例えば安全管理ですとか、子どもた
ちの対応の細かな方法、研修体系等々運営の細かい内容について、審査してまいりま
す。この二つの二段階の審査で評価してまいります。以上でございます。

清正教育長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかに、何かございますでしょうか。

加藤委員

教育長

清正教育長

加藤委員

加藤委員

教えていただきたいのですが、放課後子ども総合プランを実施しているわけですが、
もうすぐ全校になるわけですね。もうあと残りそんなたくさんはないと思うのです
が、確かこれは31年度までに全校になるというようなお話ですが、多少統廃合の問題
もありますから、ずれる部分もあるのかなと思いますけれど、この放課後子ども総合プ
ランの実施で、実際は児童館との兼ね合いですね。その児童館に通っている、引き続い
て行っている子ども、放課後子ども総合プランに従って登録をされた子どもたち、その
辺の把握といいますか、将来的に当然児童館から移行されるべきだろうというふうにし
ています。今は一時的なもので経費がかなりかかっているのではないかとこのふうにし
ているわけですね。児童館に対する経費と、それからプランに対する経費等が二重になっ
ている、重なっているような感じも受けるわけですが、これはいずれ一本化するものな
のか、児童館のあり方が当然中高生の居場所づくりとか、そういうものになるとい
う部分もあるでしょうし、未就学の子どもたちのための母親の教室みたいなものにな
る部分もあるんだろうと思うのですが、小学生自体は本来プランに従って学校に残っ
て、安全な場所で放課後を過ごすということが目的だったと思うのですが、その辺、今
後の成り行きといいますか、どのような勝手に大体何年ぐらいでこの辺のものが解消
されるのかなというふうには思っています。その辺、わかる範囲内で結構です。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

それでは、全体的な話なので、私のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。今、教育委員のほうからお話がありましたように、児童館、今で言うと子どもセンター、ティーンズセンター化ということで、その配置方針を平成26年に出しております。その中では、今委員がまさにおっしゃったように、小学生の居場所が放課後子ども総合プランということで、学校内に安全な場所ができるということで、おおむねそちらに移行すると。その中で、北区における子育て施策全般の中で、どうあるべきかと言う中で、例えば乳幼児の親子を支援していくというのに力を入れて行きましょうという中で、子どもセンターあるいは中高生ということで、ティーンズセンターということ配置を整理していくという中で、児童館のあり方をということで、全体では今ある児童館、現在ですと22館ありますけれども、それを15から17カ所に再配置していくというところがございます。ただ、これはあくまでも数上の概念でございますので、機能としては今まさに子育て世代がふえている中で、乳幼児の部分のというものも力を入れていくということで、施設として交代するというわけではなくて、機能をそれぞれで明確にしていこうというところがございます。

放課後子ども総合プランにつきましては、王子第一小学校の改築がありますけれども、それを除きますと31年、まさに全校実施ということで、小学校のおおむねの居場所が固まっていくのと同様に、この児童館の整理をしております。今年度既にご報告させていただきましたように、赤羽西五丁目児童館、こちらを整理、統合して桐ヶ丘児童館のほうに機能をということをさせていただいておりますので、この学校の放課後子ども総合プランの進捗とあわせて、児童館これからいきますと子どもセンター、ティーンズセンター、この配置、昨日の充実、これをあわせて進めていきたいというふうに思っておりますので、今後も引き続きそういったご提案を差し上げたいというふうに思っております。以上でございます。

清正教育長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいですか。それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第4、報告第2号「平成30年4月開設予定の小規模保育事業所（追加）について」、事務局から説明をお願いします。

子育て施策

教育長

担当課長	
清正教育長	子育て施策担当課長
子育て施策担当課長	<p>では、私からは30年4月開設予定の小規模保育事業所の追加分について、説明させていただきます。</p> <p>これまで30年4月開設予定として、さまざまな保育施設をご報告させていただきましたが、今回以下の小規模保育事業所が区の審査等を追加し、解説の運びとなりました。なお、当施設におきましては、大変これも報告が遅くなりまして、大変申しわけなかったのですが、12月11日を申込期限とした平成30年4月第一次入所希望の対象施設として、利用希望者に対しては既に、これは個別の郵送によりまして、案内を行いました。そういったことで、既に利用の方には、もうこの情報というのは届いているといったような扱いでございます。</p> <p>開設予定施設でございますが、「ぬくもりのおうち保育 飛鳥山園」でございます。株式会社S・S・Mという大阪に本部を置く事業所でございます。北区では、今年度より既に二つの小規模保育事業所を運営しており、いずれも良好に運営が行われていることを確認してございます。場所でございますが、ここから非常にほど近い、また待機児童も多く保育所が逼迫している滝野川西地区において開設となると、明治通りのそばです、道路沿いの建物の1階にオープンするということでございます。私からは以上でございます。</p>
清正教育長	説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質問、ご質疑等はございますでしょうか。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	ご説明ありがとうございます。また一つ保育施設の事業開設が始まるということで、嬉しいご報告だと思います。参考までにお伺いしたいのですが、4月の開設ということで、職員の方の人数等をお教えいただければと思います。
子育て施策担当課長	教育長
清正教育長	子育て施策担当課長
子育て施策担当課長	常勤保育士は5名ないし6名といったように聞いております。この事業者さんですが、小規模保育事業を行う職員の派遣業もやっているところですので、かなり人材確保については優秀というか、確保ができているというふうには聞いておりますが、そういっ

た不足、子どもの入所に対して不足のないような準備ができている、そういったことがないようにこちらも指導しているといったところです。

檜垣委員

ありがとうございます。そうすると、今現在順調に準備が進んでいて、4月には確実に運営できるというようなことでよろしいでしょうか。はい。

清正教育長

ありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第5、報告第3号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第3号、後援・共催事業に関する報告をご説明させていただきます。恐れ入ります、表紙を1枚おめくりいただきまして、今回は名義使用承認報告が1件と事業実績報告が2件でございます。

まず、名義使用承認報告でございます。事業名が「教育シンポジウム in 東京2018 (第22回)」。主催者が公益財団法人中央教育研究所でございます。王子桜中学校、王子小学校を会場といたしまして、お示しのとおりの内容で開催されるものでございます。

次に事業実績報告でございます。1ページの1件、また裏面2ページの1件、合計2件でございます。後ほど、ご高覧いただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。
本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。以上で本日の日程全てを終了いたしました。
これをもちまして、平成30年第1回北区教育委員会定例会を閉会いたします。